

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第19号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の115</u>以上<u>100分の190</u>以下（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の139</u>以上<u>100分の230</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5</u>以上<u>100分の115</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の124.5</u>以上<u>100分の139</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の92</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の112</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の112</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の47.5</u>超（特定管理職員にあっては、</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の110</u>以上<u>100分の180</u>以下（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の134</u>以上<u>100分の220</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の98.5</u>以上<u>100分の110</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の119.5</u>以上<u>100分の134</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の107</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の107</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42.5</u>超（特定管理職員にあっては、</p>

100分の57.5超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の47.5 (特定管理職員にあっては、100分の57.5)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の47.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の57.5未満)

2 略

別表第2 (第5条の3関係)

給料表	職員	割合
1～4 略		
5 医療職給料表(二)	(1) 略	
	(2) 食肉衛生検査所長、さぬき動物愛護センター所長及び家畜保健衛生所長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	略
	(3)・(4) 略	
6・7 略		

100分の52.5超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の42.5 (特定管理職員にあっては、100分の52.5)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の42.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の52.5未満)

2 略

別表第2 (第5条の3関係)

給料表	職員	割合
1～4 略		
5 医療職給料表(二)	(1) 略	
	(2) 食肉衛生検査所長及び家畜保健衛生所長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の15
	(3)・(4) 略	
6・7 略		

附 則

1 この規則は、平成30年12月27日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成31年2月1日から施行する。

2 改正後の第14条第1項及び第15条第1項の規定は、平成30年12月1日から適用する。